

令和5年度 公益財団法人おりづる会 事業計画

I 基本方針

公益財団法人おりづる会定款の目的に基づき、交通遺児およびその家族に対して精神的支援、経済的支援を行うことにより健全な育成に寄与するため、次の事業を行う。

II 事業計画

1 経済援護事業

(1) 新入学給付金および就職仕度金の支給

小学校・中学校・高等学校に入学する交通遺児に対し、新入学給付金を支給する。(小・中学校：一人当たり2万円、高等学校：一人当たり3万円)

また、中学校を卒業し就職する者に対し、就職仕度金として一人当たり3万円を支給する。

(2) 学年進級支援金の支給

小学校・中学校・高等学校に在学し、新入学給付金の支給対象とならない交通遺児に対し、学年進級支援金を支給する。(小・中・高等学校：一人当たり1万円)

(3) 高等学校卒業祝金の支給

高等学校を卒業する交通遺児に対し、高等学校卒業祝金を支給する。(一人当たり5万円)

(4) 奨学金の支給

保護者の課税総所得金額が200万円以下の世帯に属する小学生・中学生・高校生の交通遺児に対し、奨学金を支給する。(小学生：一人当たり年間6万円、中学生：一人当たり年間8万4千円、高校生：一人当たり年間12万円)

2 厚生援護事業

(1) クリスマスのつどいの開催

会員・会員家族、寄附者、役員などの関係者が一堂に会し、互いの理解と親睦を深めるためにクリスマス会を開催する。また、この席上において高額寄附者の紹介を行う。

(2) レクリエーション等の実施

会員・会員家族相互の親睦や親子の交流を目的に実施する。

3 広報事業

(1) 学校、市町、警察署等への広報依頼

当会の趣旨や概要について広く広報してもらえよう、各学校、各市町、各警察署等へ広報依頼を行う。(事故後、できる限り早い時期に入会していただき、支援を受けていただけるようにするため。)

(2) 機関紙の発行

会員・会員家族への情報提供および情報交流のため、また、学校や地域、一般の方に当会を理解してもらうため、機関紙「おりづる」を発行する。(発行回数・年2回)。機関紙発送と併せて高額寄附者への感謝状を送付する。

(3) ホームページの活用

滋賀県道路保全課のホームページを活用した広報活動を実施する。

4 その他

(1) 支援者の拡大

(2) 本会の目的を達成するために必要な事業

(3) 本事業の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や、これに伴う県内における生活環境等への影響を注視しつつ、会員・会員家族および当会関係者の命と健康を守ることを第一に、臨機の事業実施に努める。